

交	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			
(令和12年3月31日まで有効)			

交 規 第 1 8 8 号
令 和 6 年 7 月 1 0 日

交 通 部 内 所 属 長 殿
各 警 察 署 長

交 通 部 長

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の一部改定について

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」は、平成24年11月に国土交通省と警察庁において策定し、平成28年7月に一部改定を行い、望ましい自転車通行空間の整備の在り方等について提示してきたところであるが、その後、カーボンニュートラル等の観点から自転車活用の社会的需要が高くなり、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）が制定されるなど、自転車施策を取り巻く環境は変化し続けている。

そこで、今般、安全で快適な自転車等利用環境を向上させる方策を検討するため、国土交通省と警察庁において、令和5年2月から有識者等で構成する「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会」を共催し、自転車通行空間を確保する方策などについて議論を行い、別添のとおり「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を一部改定したので、各警察署においては、本ガイドラインを踏まえ、「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について」（令和4年3月11日付け交企第474号）に基づく自転車通行環境の整備をはじめとする諸対策を一層推進されたい。

なお、本ガイドラインは警察庁において国土交通省と協議済みであり、国土交通省から各道路管理者宛てに別途送付されることとなっているものである。

担当

交通規制課規制第一係

交通企画課交通安全対策第一係

交通指導課指導取締係

運転免許課企画係